

「米国及び EU におけるナノ材料の規制動向」

2022 年 5 月分

目次

1.	2022年2月 - 2022年5月の情報	3
1-1.	ナノ材料・AdMa 関連	3
1-1-1.	米国	3
①	NNI、2022会計年度大統領予算教書への付属文書を発表【safe-by-design】	3
②	FDA、ナノ材料含有医薬品に関する産業向けガイダンスの最終版を発表【規制】	4
1-1-2.	欧州	5
①	EFSAによるプラスチック食品接触材料で使用するための脂肪酸被覆ナノ沈殿炭酸カルシウムの安全性評価結果を公表【安全性】	5
②	EUONとECHAによる生分解性とSbDに関する研究【安全性】	5
③	欧州委員会、SCCSにハイドロキシアパタイト ナノ粒子に関する意見書の作成を要請【安全性】	6
④	ECHAのRAC、MWCNTの発がん性に関する分類に同意【規制】	6
⑤	欧州委員会、化粧品規則の改善策に関するパブリックコンサルテーションを開始【規制】	7
⑥	ECHA、ナノフォームを含む銀の毒性評価結果に関するパブリックコンサルテーションを実施【規制】	7
1-1-3.	その他諸国:オーストラリア	8
①	AICISによる単層CNTの報告書の公表	8
1-1-4.	日本	8
①	セルロースナノファイバーの細胞影響試験の現状と課題に係る文献レビュー【安全性】	8
2.	頻出略語一覧	10
2-1.	米国	10
2-2.	EU	10
2-3.	その他諸国・国際機関	11

1. 2022年2月 - 2022年5月の情報

1-1. ナノ材料・AdMa 関連

1-1-1. 米国

① NNI、2022会計年度大統領予算教書への付属文書を発表【safe-by-design】

国家ナノテクノロジー・イニシアティブ (NNI) は、2022年3月31日、NNIの年次報告書も兼ねた2022年度(2021年10月1日～2022年9月30日)大統領予算教書に対する付属文書を発表した。2022年度はNNIへの予算として、約19億7,540万ドルを要求している¹。これは、2021年度の要求金額(2020年11月号参照)である17億2,320万ドルから2億5,220万ドルの増額となる。

なお、2022年度は、11機関のナノスケールの科学、工学、技術の研究開発を支援する。2022年度の予算要求全体の96%を占める5つの連邦機関と、そのナノテクノロジーにおける役割は以下の通り。

- 保健社会福祉省(DHHS)および、傘下の国立衛生研究所(NIH)
 - 生命科学と物理学にわたる、ナノテクノロジーに基づくバイオメディカル研究
- 国立科学財団(NSF)
 - 科学と工学のすべての分野における基礎研究と教育
- エネルギー省(Department of Energy: DOE)
 - 新しい、または改良されたエネルギー技術の基礎となる研究
- 国防総省(Department of Defense: DoD)
 - 防衛および軍事・平和利用能力を向上させる科学技術研究
- 商務省(Department of Commerce: DoC)および、傘下の米国国立標準技術研究所(NIST)
 - 計測・製造ツールの基礎研究、分析手法、計測技術、ナノテクノロジーの規格

分野別の予算要求内訳は表1の通りである。2021年度まで「環境、健康、安全性(EHS)」として分類されていた分野は、2022年度は「責任ある開発」に分類されている。これは、2021年10月発表のNNI戦略計画(詳細は2022年1月報告分参照)に沿ったもので、「責任ある開発」には、従来の「環境、健康、安全性(EHS)」を考慮した開発に加えて、「倫理的、法的、社会的な影響(Ethical, Legal, and Social Implications: ELSI)」を考慮した開発と、「包括性、多様性、公平性、参加の権利(Inclusion, Diversity, Equity, and Access: IDEA)」などの新たな概念を重視した開発、「責任ある研究の実施」が含まれる。

表1 NNI分野別2022年度予算要求と過去歳出との比較

(単位:ドル)

分野	2020年度歳出 (実績)	2021年度歳出 (推定)	2022年度予算 (要求)	2020年度と 2022年度の比較	
				金額(増減)	割合
基礎研究	9億7,080万	8億8,600万	9億3,490万	-3,590万	-3.7%
ナノテクによって実現される 応用、デバイス、システム	21億410万	38億6,330万	6億3,290万	-14億7,120万	-69.9%
研究基盤とツール	2億5,990万	2億3,990万	3億1,730万	+5,740万	+22.1%
教育と労働力の開発	3,250万	1,980万	2,060万	-1,190万	-36.6%
責任ある開発	9,800万	6,700万	6,970万	-2,830万	-28.9%
合計	34億6,540万	50億7,610万	19億7,540万	-14億9,000万	-43.0%

出典: NNIの2022年度大統領予算教書付属文書を参考に作成

2021年度と2022年度の大統領府予算要求の項目別金額と要求総額に占める割合を比較すると以下のようになる。これまで別途予算が設けられてきた「ナノテク・シグネチャー・イニシアティブ(NSI)、グラン

¹ 2020年度の実績歳出額である34億6,540万ドルから約14億9,000万ドル減額となる。ただし、2020年度の実績歳出額には、生物医学先端研究開発局(Biomedical Advanced Research and Development Authority: BARDA)による新型コロナウイルス感染症に対する診断やワクチンの研究のために支出した約14億ドルが含まれているため、2020年度の要求額であった14億7,000万ドルを大幅に上回っている。

ドチャレンジ(GC)」は、今回から含まれておらず、その分「基礎研究」と「研究基盤とツール」の NNI 予算に占める割合が高く設定されている。これは、最新の NNI 戦略計画の基になった、米国国家科学・工学・医学アカデミーズ(National Academies of Sciences・Engineering・Medicine)による NNI の 4 力年レビュー(詳細は 2020 年 5 月号参照)において、連邦政府の研究開発分野の優先課題の変化に、NSI が対応できていないと指摘された²ことが影響していると推定される。現に、NNI 戦略計画の中でも、NSI・GC を通して培われた省庁横断的な協力を今後も拡大する³としながらも、新たに NSI や GC を設定することはしていない。また、今回新たに加わった項目「教育と労働力の開発」にも予算の 1% を割り、EHS 分野予算「責任ある開発」の占める割合は 0.2%ポイントの微増となった。これらに対し、応用分野が NNI 予算に占める割合は 0.7%ポイントの微減となっている⁴。

表 2 NNI 分野別 2021 年度と 2022 年度の予算要求額の比較

(単位:ドル)

内訳項目		2021 年度予算要求		2022 年度予算要求		年度間比較	
2021 年度	2022 年度	金額	割合	金額	割合	金額	割合
基礎研究		7 億 6,640 万	44.5%	9 億 3,490 万	47.3%	1 億 6,850 万	2.9%
ナノテクによって実現される応用、デバイス、システム		5 億 6,330 万	32.7%	6 億 3,290 万	32.0%	6,960 万	-0.7%
研究基盤とツール		2 億 3,460 万	13.6%	3 億 1,730 万	16.1%	8,270 万	2.4%
	教育と労働力の開発			2,060 万	1.0%	2,060 万	1.0%
環境、健康、安全性(EHS)	責任ある開発	5,800 万	3.4%	6,970 万	3.5%	1,170 万	0.2%
NSI・GC		1 億 90 万	5.9%			-1 億 90 万	-5.9%
合計		17 億 2,320 万		19 億 7,540 万		2 億 5,220 万	

出典: NNI の 2021 年度・2022 年度大統領予算教書付属文書を参考に作成

付属文書によると、2020 年度と 2021 年度の歳出と 2022 年の予算要求は、ナノテクノロジーにおける幅広い基礎研究に継続して重点を置いていることを反映しているという。大統領予算には、NNI の発展をさらに促進させるためのナノテクノロジーへの予算が含まれている。NNI はグローバルな研究テーマの推進、ナノテクノロジーを応用した製品の商品化の促進、大規模なインフラと高度な人材育成の支援、ナノテクノロジーの信頼性の高い開発の保証などをめざしている。

NNI の 2022 年大統領予算:

<https://www.nano.gov/2022BudgetSupplement>

2022 年度大統領予算教書に対する付属文書「NNI Supplement to the president's 2022 budget」:

<https://www.nano.gov/sites/default/files/NNI-FY22-Budget-Supplement.pdf>

② FDA、ナノ材料含有医薬品に関する産業向けガイダンスの最終版を発表【規制】

米国食品医薬品局(FDA)は 2022 年 4 月 22 日、「ナノ材料含有医薬品(生物学的製品を含む)に関する産業向けガイダンス(Drug Products, Including Biological Products, that Contain Nanomaterials Guidance for Industry)」の最終版を発表した。ガイダンスには、ナノ材料を含む医薬品を開発するうえで事業者が考慮すべき一般的な原則とナノ材料に特有の事項の両方について記載されている。また、こうして開発された新薬について FDA 承認を得るための簡易手続き(Abbreviated Approval

² 参照「Finding 1.1」 <https://nap.nationalacademies.org/catalog/25729/a-quadrennial-review-of-the-national-nanotechnology-initiative-nanoscience-applications>

³ 参照 P6 https://www.nano.gov/sites/default/files/pub_resource/NNI-2021-Strategic-Plan.pdf

⁴ ただし、上記の通り、同分野には、新型コロナウイルス感染症に対する診断やワクチンの研究のための予算が加えられたため、2020 年度・2021 年度の歳出実績は高額となっている(表 1 参照)。

Pathways)⁵に関する情報も記載されている。さらには、ナノ材料を含む医薬品の開発および生産を行う場合の品質試験、非臨床試験、臨床試験における考慮すべき事項についても記載されている。

なお、FDA は 2017 年 12 月 18 日に、同ガイダンスの草案を発行して、2018 年 3 月 19 日まで関係者によるコメントを受けつけていた。その後、FDA は提出されたコメントを検討し、最終版を発表するまでに主に 2 点のコメントに基づく変更を行っている。1 点目はガイダンスで用いられている用語を説明する用語集を追加したこと、2 点目はナノ材料を含む製品について簡易新薬承認申請 (Abbreviated New Drug Application: ANDA) など FDA 承認を得るための簡易手続きに関する、FDA の現時点の考えを反映させたことである。さらに、最新版では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市販薬 (Over-the-Counter: OTC 医薬品) 規制改革を反映し、市販薬の承認手続き⁶に関する議論も更新されている。

ナノ材料を含む生物学的製品などの医薬品に関する産業界向けガイダンス:

(FDA の発表) <https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/drug-products-including-biological-products-contain-nanomaterials-guidance-industry>

(連邦公報発表) <https://www.regulations.gov/document/FDA-2017-D-0759-0016>

(ドケット: 2017 年時のコメント等閲覧可能) <https://www.regulations.gov/docket/FDA-2017-D-0759>

1-1-2. 欧州

① EFSA によるプラスチック食品接触材料で使用するための脂肪酸被覆ナノ沈殿炭酸カルシウムの安全性評価結果を公表【安全性】

食品接触材料、酵素および加工助剤に関する EFSA パネル (CEP) は 2022 年 2 月 18 日に、申請者が「脂肪酸でコーティングされたナノ沈殿炭酸カルシウム」と特定した物質の安全性評価結果「Safety assessment of the substance fatty acid-coated nano precipitated calcium carbonate for use in plastic food contact materials」を発表した。

この物質は、あらゆるプラスチックの充填剤として、酸性食品との接触には 5% まで、その他のすべての種類の食品との接触には 40% まで使用することが意図されている。この物質で作られた製品は、室温以下で 6 ヶ月以上の長期保存を意図している。ナノ粒子の放出とナノフォーム中の当該物質の毒性ポテンシャルに関するデータが不足していることから、CEP は「この物質の安全な使用について結論づけることができなかった」と結論付けている。

CEP による安全性評価結果「Safety assessment of the substance fatty acid-coated nano precipitated calcium carbonate for use in plastic food contact materials」:

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7136>

② EUON と ECHA による生分解性と SbD に関する研究【安全性】

欧州連合・ナノ材料オブザーバトリー (EUON) と欧州化学品庁 (ECHA) は、ナノ材料の生分解に関する調査のための情報収集を行っており、企業を調査対象として次の 2 つのアンケートが公開された (アンケートは 2022 年 3 月 8 日締め切り)。

一つはナノ材料の生分解に関するアンケートであり、もう一つはナノ材料の設計と生産に対するセーフバイデザイン (SbD) アプローチに関連して、生分解をどの程度まで考慮しているかを問うものである。

生分解性研究に係るアンケートページ:

<https://novamechanics.com/biodegradation-of-nanomaterials/>

⁵ FDA による新薬承認における簡易手続きについては以下も参照されたい。「Abbreviated Approval Pathways for Drug Product: 505(b)(2) or ANDA? (09/19/2019)」<https://www.fda.gov/drugs/cder-small-business-industry-assistance-sbia/abbreviated-approval-pathways-drug-product-505b2-or-anda>

⁶ FDA による市販薬承認手続きについては以下も参照されたい。「Over-the-Counter (OTC) Drug Monograph Process (09/03/2020)」<https://www.fda.gov/drugs/over-counter-otc-drug-monograph-process>

SbD 研究に係るアンケートページ:

<https://novamechanics.com/safe-by-design-of-nanomaterials/>

③ 欧州委員会、SCCS にハイドロキシアパタイト ナノ粒子に関する意見書の作成を要請【安全性】

2022年3月17日、欧州委員会は消費者安全科学委員会(SCCS)に対して、ハイドロキシアパタイト ナノ粒子に関する意見書を作成するよう要請した。

これに先立ち SCCS は、2021年に製造業者より提出されたデータおよび文献より得られる情報を検討している。しかしその結果、棒状ナノ粒子を含むハイドロキシアパタイト ナノ粒子の口腔用化粧品への使用は安全であると結論付けることができないという最終意見を発表している。これは、入手可能なデータおよび情報が、ハイドロキシアパタイト ナノ粒子の遺伝毒性の懸念を排除するのに十分でなかったためである。このため、2022年2月に製造業者は、潜在的な遺伝毒性などのハイドロキシアパタイト ナノ粒子の安全性を補足説明するための追加情報を提出している。

今回、欧州委員会は SCCS に対して、製造業者より報告された最大濃度および仕様におけるハイドロキシアパタイト ナノ粒子の安全性に関する意見を求めている。また、欧州委員会は口腔用化粧品にハイドロキシアパタイト ナノ粒子を使用することに関して、他の科学的懸念の有無についての意見も求めている。

消費者安全科学委員会(SCCS)に対するハイドロキシアパタイトナノ粒子に関する意見書作成の要請「Request for a scientific opinion on Hydroxyapatite (nano)」:

https://ec.europa.eu/health/latest-updates/sccs-request-scientific-opinion-hydroxyapatite-nano-casac-no-1306-06-5215-145-7-2022-03-17_en

④ ECHA の RAC、MWCNT の発がん性に関する分類に同意【規制】

2022年3月22日、欧州化学品庁(ECHA)のリスク評価委員会(Committee for Risk Assessment: RAC)は、多層カーボンナノチューブ(MWCNT)を「吸入によりがんを引き起こす可能性がある物質(発がん性区分1B⁷)」、「吸入により肺に損傷を与える物質(特定標的臓器・全身毒性(反復曝露)区分1⁸)」とする、調和された分類及び表示(Harmonized Classification and Labeling: CLH)の提案(ドイツ連邦労働安全衛生研究所:BAuAが提出)に同意した。

BAuAは、提案書の中で、ラットがMWCNTを長期吸入にすることにより肺腫瘍の発生率が有意に増加していたことなど、複数の動物実験によるエビデンスをまとめている。その結果、直径30nm以上3µm未満、長さ5µm以上の多層カーボンチューブ(MWCT:多層カーボンナノチューブ[MWCNT]を含む)について、上記の発がん性区分1Bおよび特定標的臓器・全身毒性区分1とすることを、BAuAは提案している。ECHAは本提案を欧州委員会に提出し、その後、欧州委員会により採用の可否が決定される予定である。

ECHAの発表「Highlights from March RAC and SEAC meetings」:

<https://echa.europa.eu/-/highlights-from-march-rac-and-seac-meetings>

欧州化学品庁(ECHA)が発表した附属書「Highlights from March RAC and SEAC meetings」:

https://echa.europa.eu/documents/10162/11395738/news_annex_rac_seac_march_22_new.pdf/351dc7fe-b7b0-895d-8015-ade85dba5fc2?t=1647930345807

BAuAの提案書「Proposal for Harmonised Classification and Labelling」

https://echa.europa.eu/documents/10162/2842450/clh_rep_Multi-Walled+Carbon+Nanotubes+%28MWCNT%29_en_SPS-019094-21_19588_en.pdf/e55d14a1-40d0-2e39-5613-0577ceab3a10

⁷「発がん性区分1B」は、主として動物での証拠に基づいて、ヒトに対して恐らく発がん性があるとされる物質が分類される。

⁸「特定標的臓器・全身毒性(反復曝露)区分1」は、長期または反復曝露による臓器の障害があるとされる物質が分類される。

⑤ 欧州委員会、化粧品規則の改善策に関するパブリックコンサルテーションを開始【規制】

欧州委員会は、人の健康と欧州市場における機能を確保するために、EUの「化粧品に関する規則1223/2009(化粧品規則)」の改善策についての情報や意見を収集するためにパブリックコンサルテーションを2022年3月29日より開始した。

以前より欧州委員会はナノ材料の定義が法律により異なっていることなどの問題があることを指摘している。2020年10月に欧州委員会が採択した「持続可能な化学物質戦略⁹」は、ナノ材料の定義を見直し、法的拘束力のある手段によって法律全体で一貫した適用を確保することを求めている。パブリックコンサルテーションのアンケートには、化粧品規則におけるナノ材料の定義を修正すべきか、化粧品規則におけるナノ材料の定義を複数の分野にわたって整合性をとるべきか、といった設問が設けられている。パブリックコンサルテーションは2022年6月21日まで行われる予定である。

欧州委員会によるパブリックコンサルテーション「EU chemicals strategy for sustainability - Cosmetic Products Regulation (revision)」:

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13197-EU-chemicals-strategy-for-sustainability-Cosmetic-Products-Regulation-revision-/public-consultation_en

⑥ ECHA、ナノフォームを含む銀の毒性評価結果に関するパブリックコンサルテーションを実施【規制】

欧州化学品庁(ECHA)は、CLP規則に基づき、2022年5月3日～17日に、銀(CAS番号:7440-22-4¹⁰)の調和された分類表示(Harmonized Classification and Labeling:CLH)に関する3回目のパブリックコンサルテーション(公開協議)を実施した。

銀の調和分類表示(CLH)案は、2019年5月20日にスウェーデンが提出し、最初のパブリックコンサルテーションが2020年10月19日～12月18日に行われている。しかし、その後、ECHAのリスク評価委員会(RAC)による意見書作成中に、欧州貴金属連盟(EPMF)がECHAに対して4つの形態の銀(酢酸銀(AgAc)、硝酸銀(AgNO₃)、銀ナノ粒子(AgNP)、バルク元素銀のサブミクロンサイズの粉末(AgMP))に関するin-vivo比較トキシコキネティクス(TK)試験の予備的な要約文書を追加資料として提出した。これに伴い、これら資料に対する追加の臨時パブリックコンサルテーションが2021年6月7日～7月20日に行われた。

3回目となる今回は、①上記の比較トキシコキネティクス(TK)試験の最終報告書と、②酢酸銀に関する90日試験、更に③酢酸銀に関する拡張一世代生殖毒性試験(EOGRTS)(予備的分析と最終報告)を対象としてコメントを募集している。また、銀のCLH案の検討過程においてECHA RACが行った、発達神経毒性と神経毒性の評価に用いられた追加の文献調査結果に関しても合わせてコメントを集めている。

ECHAの銀に関するパブリックコンサルテーション「Harmonised classification and labelling previous targeted consultations」:

(2022年5月3日～17日)

<https://echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-previous-targeted-consultations/-/substance-rev/69509/term>

コメント対象文書のダウンロードリンク: <https://echa.europa.eu/documents/10162/e5ea360d-3b52-d42d-c0a4-2cec56bacfcf>

(2021年7月)

<https://echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-previous-targeted-consultations/-/substance-rev/63903/term>

EPMFが提出した要約文書「Supporting information on the comparative toxicokinetics of different forms of silver (Ag) and its implications for read-across」:

<https://echa.europa.eu/documents/10162/d3439861-2265-6173-3ca0-974fca20c578>

⁹ 持続可能な化学物質戦略「Chemicals Strategy for Sustainability Towards a Toxic-Free Environment」:

<https://ec.europa.eu/environment/pdf/chemicals/2020/10/Strategy.pdf>

¹⁰ EC番号:231-131-3

(2020年10月)

https://echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-previous-consultations/-/substance-rev/57201/del/50/col/synonymDynamicField_1356/type/desc/pre/2/view

銀の調和分類表示 (CLH) 案「Proposal for Harmonised Classification and Labelling」:

<https://echa.europa.eu/documents/10162/fcd8f90a-2394-d9fc-ca96-6b9bed3e8fa1>

その他情報: <https://echa.europa.eu/registry-of-clh-intentions-until-outcome/-/dislist/details/0b0236e183963736>

1-1-3. その他諸国: オーストラリア

① AICIS による単層 CNT の報告書の公表

AICIS (Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme) は 2022 年 4 月 29 日に、工業化学品 (結果的改正及び経過規定) 規則 2019 年第 13 条に基づき、2021 年 11 月作成の、単層カーボンナノチューブの公開報告書を公表した。本物質の用途は、熱硬化性/熱可塑性樹脂/ポリマー、産業用帯電防止服の繊維コーティング、エラストマー、金属/金属コンポジット、セラミック材料/コンポジット、産業用コーティング、電気化学電源の構成要素である。

報告書の結論において、危険有害性の分類に関しては「限られた毒性データしか提供されていないため、評価対象化学物質は、オーストラリアで工業用化学物質に採用されている化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) に従って分類することができない」と結論づけている。また、人健康リスク評価に関しては「推奨される管理が順守されている限り、記載された職業環境の条件下で、評価された化学物質は労働者の健康に対して不合理なリスクをもたらすとは考えられない。提案された方法で 사용되는場合、評価された化学物質は公衆衛生に不合理なリスクをもたらすとは考えられない。」と結論づけている。

AICIS による単層カーボンナノチューブの公開報告書:

<https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2022-04/LTD2154%20Public%20Report%20Single%20Wall%20Carbon%20nanotubes%20%5B605KB%5D.pdf>

1-1-4. 日本

① セルロースナノファイバーの細胞影響試験の現状と課題に係る文献レビュー【安全性】

2022 年 3 月 30 日、産業技術研究所により「セルロースナノファイバーの細胞影響試験の現状と課題」に係る文献レビューの結果が紹介された。

近年、ナノ材料の安全性評価において、動物試験に依存しない細胞影響試験が検討されているが、培地成分との凝集による貧栄養の誘発などナノ材料特有の副次的影響もあり、試験の実施や結果の解釈には注意が必要である。適切な細胞影響試験に必要な測定項目がまとめられた技術仕様書もあるが (ISO/TS 19337, 2016)、CNF への適用可能性は検討されていない。

そこで、産総研リスク評価戦略グループでは、CNF の安全性評価に資する細胞影響試験を実施している。

その一環として実施した CNF の細胞影響試験の現状と課題を把握するための文献レビューでは、「cellulose nanofibers」、「cellulose nanofibrils」、「cytotoxicity」を組み合わせ、医学・生物学文献データベース PubMed で過去 10 年の文献を検索し、目的とする条件を満たす 12 報を対象として調査を行った。ナノ材料の細胞影響試験における重要項目の一つである培地分散液中の特性評価に着目すると、わずか 2 報での実施例に留まり、不十分であることがわかった。水中や保存原液中ではなく、試験培地中でのナノ材料の状態 (粒径や安定性など) を的確に評価することで凝集状態の把握や、ナノ材料の電荷・サイズが細胞に及ぼす影響の理解につながる。不十分な状況の原因の一つには、適切な特性評価手法が存在していないことも理由と考えられた、と説明している。研究チームは、CNF は多様であり、培地中での状態も種類毎に異なる可能性もあるため、信頼性の高い CNF の細胞試験の実施や結果の解釈のためにも、CNF の特異性を考慮した特性評価とその手法の確立が重要な課題だと考えている。

産総研による研究紹介:

<https://riss.aist.go.jp/research/20220330-2053/>

2. 頻出略語一覧

2-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
PMN	Pre-Manufacture Notice	製造前届出	政策
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SNUN	Significant New Use Notice	重要新規利用届出	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

2-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体

Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会 委員会
EUON	European Union Observatory for Nanomaterials	欧州連合・ナノ材料オブザーバトリー	EU
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks ¹¹	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks ¹²	保健環境リスク科学委員会	EU
SCHEER	Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks	保健環境新興リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

2-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
AICIS	Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme	オーストラリア工業化学物質導入スキーム	政策
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策

¹¹ 2016年4月より保健環境新興リスク科学委員会(SCHEER)に統合され、廃止。

¹² 同上。

IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関